平成２１年（フ）第９０１５号
大阪市平野区瓜破４丁目１番55号
破産者　有限会社トータルインテリア壁
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０１９号
大阪市西区北堀江１丁目19番８号
破産者　株式会社アイ・クリエート
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３１０号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目16番２号
破産者　佐藤印刷紙業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３５３号
大阪市北区西天満３―７―17ラムール西天満302号
破産者　株式会社エクサージ
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７８号
大阪市中央区南船場２―６―12　南船場ビル１階、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市北条町１丁目７番14号
破産者　有限会社ピー・アール・ピー
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２６号
大阪市中央区日本橋２丁目８番５号
破産者　ミヤノ電設株式会社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８１号
大阪市天王寺区上汐６丁目１番22号
破産者　株式会社サンプロ
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９６号
大阪市西淀川区佃１丁目１番56号
破産者　有限会社カナイ
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１６号
大阪府大東市諸福３丁目８番８号
破産者　大作工業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５６７号
堺市東区日置荘北町５番地の３
破産者　株式会社モリヤス
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７８２号
堺市北区北花田町３丁44番17号、店舗大阪市西区新町１―５―７　四ツ橋ビル地下１階
破産者　株式会社ルークコーポレーション
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
大阪府松原市三宅中７丁目９番26号、工場大阪市平野区瓜破南１丁目４番41号
破産者　有限会社ＵＮＩＴＥＤ　ＧＲＡＰＨＩＣＳ
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０４１号
大阪市淀川区西中島４丁目７番12号606号
破産者　アーバン・リゾート株式会社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９７号
大阪市平野区平野南３丁目７番５号
破産者　有限会社平安テック
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１号
岡山県笠岡市美の浜26番地の18
破産者　西建設有限会社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第７２２号
熊本市小山２丁目１番11号
破産者　有限会社プランニングワイズ
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５８号
岩手県宮古市大通３丁目６番50号
破産者　有限会社宮古タクシー
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第４６７号
埼玉県吉川市木売１丁目３番13号旭マンション305号室
破産者　有限会社アイムコーポレーション
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
三重県鈴鹿市神戸２丁目18番２号
破産者　磯部　茂子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１８号
三重県津市小舟566番地20
破産者　山﨑　光則
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５９２号
京都市伏見区深草相深町７番地の５
破産者　株式会社京洛
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７２号
京都府福知山市昭和新町206番地の２
破産者　有限会社ＦＤ興産
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係